

災害時における
木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書

福岡県
北九州市
福岡市
一般社団法人 全国木造建設事業協会

災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）並びに災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の2第1項に規定する救助実施市である北九州市（以下「乙」という。）及び福岡市（以下「丙」という。）と一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「丁」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福岡県内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）に、木造応急仮設住宅の建設などを迅速かつ適正に行うに際しての協力体制を確立するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- （1）木造応急仮設住宅 災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち木造のもの
- （2）応急修理 災害救助法第4条第1項第6号に規定する応急修理

（木造応急仮設住宅の建設）

第3条 甲は、木造応急仮設住宅の建設の要請（以下「建設要請」という。）に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丁に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は、後に当該文書を速やかに丁に提出しなければならない。

2 乙又は丙は、建設要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙又は丙からの連絡を受けた甲は、第7条第1項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丁に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙又は丙は甲に、甲は丁に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 福岡県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙又は丙のいずれかのみである場合は、乙又は丙は、前項の規定にかかわらず、建設要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丁に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙又は丙は後に当該文書を速やかに丁に提出しなければならない。

4 前項の場合において、乙又は丙は、建設要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第7条第1項の連絡調整を行う。

5 丁は、第1項から第3項までの建設要請があったときは、丁の会員である建設業者（以下「業者」という。）のあつせんその他可能な限り甲又は乙若しくは丙に協力するものとする。

6 丁のあつせんを受けた業者は、第1項から第3項までの建設要請に基づき、木造応急仮設住宅の建設を行うものとする。

（木造応急仮設住宅の建設費用の負担及び支払）

第4条 業者が前条の木造応急仮設住宅の建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙若しくは丙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙若しくは丙は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(応急修理)

第5条 災害等が発生し、応急修理を実施する必要がある場合には、甲又は乙若しくは丙は、丁に対して協力要請を行う。

2 丁は、乙、丙以外の市町村から応急修理の協力の要請があった場合には、可能な限り協力するよう努めるものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては、第2条第1号は福岡県建築都市部県営住宅課、第2条第2号は同部住宅計画課とし、乙においては、北九州市建築都市局住宅部住宅計画課、丙においては、福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課、丁においては、一般社団法人全国木造建設事業協会建設部会とする。

(連絡調整)

第7条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙及び丙は、甲の調整の下で、丁との連絡体制をとるものとする。

2 乙若しくは丙又は丁は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第8条 丁は、木造応急仮設住宅の建設について、協力できる生産能力及び建設能力等の状況を毎年5月末日までに、甲、乙及び丙に報告するものとする。ただし、甲、乙又は丙は、必要と認めた場合は、丁に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第9条 丁は、本協定に係る丁の業務担当者名簿及び丁に加盟する会員の名簿を毎年5月末日までに、甲、乙及び丙に提供するものとし、担当者及び会員に異動があった場合は、甲、乙及び丙に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙丙丁協議の上、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、令和3年6月8日（以下「発効日」という。）から適用する。

2 乙又は丙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙又は丙に係る規定については、失効する。

3 甲、乙、丙及び丁との間で締結した令和元年10月1日付け「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年6月8日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

乙 北九州市
代表者 北九州市長 北橋 健治

丙 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎

丁 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階
一般社団法人 全国木造建設事業協会
理事長 大野 年司

災害時における
木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

福岡県
北九州市
福岡市
一般社団法人 日本木造住宅産業協会

災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）並びに災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市である北九州市（以下「乙」という。）及び福岡市（以下「丙」という。）と一般社団法人日本木造住宅産業協会（以下「丁」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福岡県内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）に、木造応急仮設住宅の建設を迅速かつ適正に行うに際しての協力体制を確立するために必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 この協定における対象は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅で木造のものとする。

（木造応急仮設住宅の建設）

第3条 甲は、木造応急仮設住宅の建設の要請（以下「建設要請」という。）に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丁に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は、後に当該文書を速やかに丁に提出しなければならない。

2 乙又は丙は、建設要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙又は丙からの連絡を受けた甲は、第6条第1項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丁に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙又は丙は甲に、甲は丁に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 福岡県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙又は丙のいずれかのみである場合は、乙又は丙は、前項の規定にかかわらず、建設要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丁に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙又は丙は、後に当該文書を速やかに丁に提出しなければならない。

4 前項の場合において、乙又は丙は、建設要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第6条第1項の連絡調整を行う。

5 丁は、第1項から第3項までの建設要請があったときは、丁の会員である建設業者（以下「業者」という。）のあっせんその他可能な限り甲又は乙若しくは丙に協力するものとする。

6 丁のあっせんを受けた業者は、第1項から第3項までの建設要請に基づき、木造応急仮設住宅の建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第4条 業者が前条の木造応急仮設住宅の建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙若しくは丙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙若しくは丙は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては福岡県建築都市部県営住宅課、乙においては北九州市建築都市局住宅部住宅計画課、丙においては福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課とし、丁においては一般社団法人日本木造住宅産業協会九州支部事務局とする。

(連絡調整)

第6条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙及び丙は、甲の調整の下で、丁との連絡体制をとるものとする。

2 乙若しくは丙又は丁は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第7条 丁は、木造応急仮設住宅の建設について、協力できる生産能力及び建設能力等の状況を毎年5月末日までに、甲、乙及び丙に報告するものとする。ただし、甲、乙又は丙は、必要と認めた場合は、丁に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第8条 丁は、本協定に係る丁の業務担当者名簿及び丁に加盟する会員の名簿を毎年5月末日までに、甲、乙及び丙に提供するものとし、担当者及び会員に異動があった場合は、甲、乙及び丙に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙丙丁協議の上、定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、令和元年10月1日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙又は丙に係る規定については、乙又は丙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる日から適用する。

2 乙又は丙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙又は丙に係る規定については、失効する。

3 甲と丁との間で締結した平成30年2月14日付け「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年10月1日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 小川 洋

乙 北九州市
代表者 北九州市長 北橋 健治

丙 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎

丁 東京都港区六本木1丁目7-27 全特六本木ビルWEST棟2階
一般社団法人 日本木造住宅産業協会
会長 市川 晃

災害時における
応急仮設住宅の建設に関する協定書

福岡県
福岡市
一般社団法人 プレハブ建築協会

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、福岡県（以下「甲」という。）及び救助実施市である福岡市（以下「乙」という。）が一般社団法人プレハブ建築協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(所要の手續)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は、後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 福岡県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、乙は、前項の規定にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は、後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合において、乙は、住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

(協 力)

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあつせんその他可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 丙のあつせんを受けた丁は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丁が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては福岡県建築都市部県営住宅課とし、

乙においては福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課、丙においては一般社団法人プレハブ建築協会業務第一部とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は、甲の調整の下で、丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 丙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙は、必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 丙は、この協定に係る丙の業務担当部員の名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲及び乙に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和元年10月1日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

3 甲と丙との間で締結した平成7年3月24日付け「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年10月1日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 小川 洋

乙 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎

丙 東京都千代田区神田小川町2丁目3番13号
M&Cビル5階
一般社団法人プレハブ建築協会
会長 芳井 敬一

災害時等における防災・減災、災害緊急活動
及び木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書

福 岡 県

北 九 州 市

福 岡 市

福岡県建築物災害対策協議会

災害時等における防災・減災、災害緊急活動及び木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である北九州市（以下「乙」という。）及び福岡市（以下「丙」という。）と福岡県建築物災害対策協議会（以下「丁」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福岡県内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、建築物に係る防災及び減災の取り組みや木造応急仮設住宅の建設などを迅速かつ適正に行うに際しての協力体制を確立するために、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- （1）防災・減災活動 建築物に関する防災研修など災害時等に備えた取り組みを行うこと
- （2）災害緊急活動 災害時等の緊急パトロール及び応急処置を行うこと
- （3）木造応急仮設住宅 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち木造のもの
- （4）応急修理 災害救助法第4条第1項第6号に規定する応急修理
- （5）救助実施市 災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市

（防災・減災活動）

第3条 甲及び丁は、防災・減災活動をととして、建築物における防災意識を共有し、併せて、その取り組みを広く普及啓発するものとする。

（災害緊急活動）

第4条 甲は、市町村から災害緊急活動の実施体制の構築に関する協力の要請があったときは、丁を紹介するものとし、実施する災害緊急活動については、市町村と丁が別途協議の上、行うものとする。

2 丁は、市町村から災害緊急活動の要請があったときは、前項の協議内容等に基づき、可能な限り協力するものとする。

（木造応急仮設住宅の建設）

第5条 甲は、木造応急仮設住宅の建設要請（以下「建設要請」という。）に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丁に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は、後に当該文書を速やかに丁に提出しなければならない。

2 乙又は丙は、建設要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙又は丙からの連絡を受けた甲は、第7条第1項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丁に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、乙又は丙は甲に、甲は丁に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 福岡県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙又は丙のいずれかのみである場合は、乙又は丙は、前項の規定にかかわらず、建設要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丁に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、乙又は丙は、後に当該文書を速やかに丁に提出しなければならない。

4 前項の場合において、乙又は丙は、建設要請をする旨をあらかじめ甲に連絡するものとし、甲は、第7条第1項の連絡調整を行う。

- 5 丁は、第1項から第3項までの建設要請があったときは、丁の構成団体の会員である建設業者（以下「業者」という。）のあつせんその他可能な限り甲又は乙若しくは丙に協力するものとする。
- 6 丁のあつせんを受けた業者は、第1項から第3項までの建設要請に基づき、木造応急仮設住宅の建設を行うものとする。

（木造応急仮設住宅の建設費用の負担及び支払）

- 第6条 業者が前条の木造応急仮設住宅の建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙若しくは丙が負担するものとする。
- 2 前項の契約当事者である甲又は乙若しくは丙は、業者の木造応急仮設住宅の建設終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡調整）

- 第7条 甲は、第5条の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙及び丙は、甲の調整の下で、丁との連絡体制をとるものとする。
- 2 乙若しくは丙又は丁は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報告）

- 第8条 丁は、木造応急仮設住宅の建設については、協力できる生産能力及び建設能力等の状況を毎年1回甲、乙及び丙に報告するものとする。ただし、甲、乙又は丙は、必要と認めた場合は、丁に対して随時報告を求めることができる。

（応急修理）

- 第9条 災害等が発生し、応急修理を実施する必要がある場合には、甲又は乙若しくは丙から丁に対して協力要請を行う。
- 2 丁は、市町村から応急修理の協力の要請があった場合には、可能な限り協力するよう努めるものとする。

（周知等）

- 第10条 丁は、防災・減災活動及び災害緊急活動の趣旨及び実施について、その構成団体の全ての会員に周知徹底を図るとともに、活動体制の確保に努めるものとする。

（連絡窓口）

- 第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては、第2条第1号及び第2号は福岡県建築都市部建築指導課、第2条第3号は同部県営住宅課、第2条第4号は同部住宅計画課とし、乙においては北九州市建築都市局住宅部住宅計画課、丙においては福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課、丁においては一般社団法人福岡県建設業協会事務局とする。

（会員名簿等の提供）

- 第12条 丁は、本協定に係る丁の業務担当者名簿及び丁に加盟する建設業者の会員名簿を毎年1回甲、乙及び丙に提供するものとし、業務担当者及び会員に異動があった場合は、甲、乙及び丙に報告するものとする。

（協議）

- 第13条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙丙丁協議の上、定めるものとする。

（適用）

- 第14条 本協定は、令和元年10月1日（以下「発行日」という。）から適用する。ただし、乙又は丙

- に係る規定については、乙又は丙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる日から適用する。
- 2 本協定の期間は、協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。なお、期間満了の1か月前までに、甲乙丙丁のいずれからでも何ら申出のないときは、引き続き同一条件をもってさらに1年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。
- 3 甲乙丙丁のいずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の1か月前までに申出なければならない。
- 4 甲又は乙若しくは丙は、丁が本協定の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず、本協定を解除することがある。
- 5 乙又は丙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙又は丙に係る規定については、失効する。
- 6 甲と丁との間で締結した平成28年6月3日付け「災害時等における防災・減災、災害緊急活動及び木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年10月1日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 小川 洋

乙 北九州市
代表者 北九州市長 北橋 健治

丙 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎

丁 福岡県建築物災害対策協議会

構成団体 福岡県建築物災害対策協議会 会長
福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14-18
一般社団法人 福岡県建設業協会
会長 松本 優三

福岡県福岡市東区箱崎1丁目1-1
福岡県建設業協同組合
理事長 金子 和英

福岡県福岡市東区箱崎ふ頭4丁目3-4
一般社団法人 福岡県木造住宅協会
代表理事 大里 博之